

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十三号

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則の一部を改正する規則

都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十五年十一月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年五月七日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現になされている都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の許可を求める申請に係る都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第二十二条第一項に規定する計画雨水量の算定に用いる降雨強度値は、一時間につき七十五ミリメートルとする。